



秋田青色申告会 事務局だよい！

発行
秋田青色申告会
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
電話 018-893-4115
FAX 018-893-4116
E-mail aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp
URL aoshin-akita.com

平成30年7月1日号

◆秋田青色申告会 第64回定時総会

第64回秋田青色申告会の定時総会が4月25日(水)午後2時より第一会館本館で開催され、秋田南税務署佐藤副署長をはじめ多数の来賓と会員約30名が参加しました。

議案審議では、議長に本庄忠副会長が選任され、上程された議案すべてが可決されました。

平成30年度 秋田青色申告会定時総会



重点事項として、昨年引き続き「マイナンバー制度や消費税法の改正の適切な対応を図るための広報・指導・相談の充実」・「女性部組織の拡充強化」などを重点的に事業展開してまいりました。

総会終了後は、秋田南税務署の嘉藤和弘記帳指導員より、平成31年10月1日から実施される軽減税率制度について説明が行われました。秋田青色申告会では、今後も軽減税率制度の説明会を実施する予定です。

この日は、秋田南青色申告会連合会の定時総会も行われ、終了後の合同懇親会では、来賓や会員が楽しく交流し、和やかな雰囲気の中、無事終了しました。

◆源泉所得税期限七月十日

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請(納期特例者)」を提出している事業者は、従業員や専従者の給料に応じた源泉所得税を毎月預かり、一月(六月分)を七月十日(火)までに税務署に納付しなければなりません。*税額が〇円でも、給料の支払額を記入した納付書を税務署に提出する必要があります。

◆予定納税と中間申告

予定納税とは、前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度です。予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。予定納税は所得税の前払いなので、期限内に納めないで延滞税が加算されますので注意してください。前年度の消費税額が48万円以上(申告書⑨欄の差引税額)の方は8月に税務署から「中間申告書」と納付書を送付されます。期限内に中間申告書を提出し、消費税を納付して下さい。



お知らせ

青色申告会 第62回東北ブロック大会

震災から七年
日本三景・松島が見事に蘇りました
新しい松島宮城を応援しましょう。



開催日時
平成30年9月13日(木)
14日(金)

開催地
宮城県宮城郡松島町
「ホテル松島 大観荘」

★秋田青色申告会では、南・北署連と合同で全日程「大型貸切バス」で実施する予定です。お誘い合わせ上ください。*参加をお待ちしています。(詳しくは案内で！)



青色申告会 交流ランドゴルフ大会

開催日
平成30年10月22日(月)

開催場所
大潟村グラウンド・ゴルフ場

★送迎バスで安心安全
プレーの後は
お食事と温泉！
ポルター滷の湯で
リラックスタイム
(詳しくは次号で！)



平成29年度 会費納入について

■本年度会費(6千円)
まだ未納の方は
今月中にお願いします。
*集金も行きますよ！
お電話下さい！



♥青色申告会女生部から お願い！

♥使用済み切手を集めてます。

青色申告会女生部では、社会福祉活動の一環として使用済み切手(通常切手や記念切手、外国切手)の収集をしております。収集した切手は全国青色申告会総連合を通じ、福祉団体への寄付やJoss(公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会)に寄付して恵まれない国々の保健福祉に役立てられています。



♥女性部員募集中です！

女性部は、本会会員の女性事業主はもちろん、専従者、娘専従者の方々も女性部員になれます。只今時節に合ったいろいろな活動を検討中です。
♥会費は特にありません
ご一緒に女性部活動を盛り上げましょう。
お問い合わせください



「帳簿をお願いしたいなあ・・・」

ご相談下さい！

青色申告会の小規模事業者のための 記帳事務代行です！

秋田青色申告会では、あなたに代わって帳簿整理を代行します。専任の記帳指導員がお手伝いします。



詳しくは、事務局迄ご連絡下さい。

018-893-4115 <最終7月末迄>

◆記帳の相談日

★記帳指導は、毎週水曜日・木曜日です。お気軽にお問い合わせください。

★税理士による税務個別相談は毎月第三水曜日に行います。事前に時間の予約をお願いします。

電話 018-893-4115



◆青色申告会の会計ソフト「ブルーリターンA」初期設定から取引仕訳の入力決算処理などご相談はお気軽に事務局まで！



◆小規模企業共済

・従業員20人以下の事業を営む個人事業主が加入できる小規模企業共済は、個人事業主の退職金代わりとなるものです。掛け金の全額を「所得控除」として税金計算のときに毎年差し引くことができます。秋田青色申告会で加入しましょう！

新規加入・増額受付中
小規模企業共済制度
経営者の退職金
ゆとりのために
全国で約120万人
加入中
掛金のない40歳
掛金の低い10,000円
掛金の高い20,000円
共済金の用途は
一括・分割・借付3タイプ
受取時には
税制優待の優厚なポイント
返金時にも
契約者ご自身の任意で

◆お伺いして見積もりします
ご検討下さい。

安心をつなげて築く助け合い
**総合火災共済
普通火災共済**
秋田県火災共済協同組合